地方公共団体の取組内容

### 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の概要

#### 条例制定の目的・趣旨〈第1条〉

個人の尊厳を害し差別意識を生じさせるおそれがあるヘイトスピーチに対し、条例を制定する ことにより、市としてヘイトスピーチを許さないという姿勢を明確に示し、ヘイトスピーチから の市民等の人権擁護と、その抑止を図る

条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する 国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない〈第11条〉

#### 1 ヘイトスピーチの定義等を明確化〈第2条〉

- ◆人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団に対する表現活動で、以下の要件に該当するもの
  - ①目的性 社会からの排除/権利又は自由の制限/明らかに憎悪若しくは差別の意識又は暴力 をあおることのいずれかを目的として行われるものであること
  - ②態様 相当程度の侮蔑又は誹謗中傷するもの/脅威を感じさせるもののいずれかに該当すること
  - ③不特定性 不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われる ものであること
- ◆他の表現活動の内容を印刷物、光ディスク等の販売、頒布、上映や、インターネットを利用して不 特定多数の者が閲覧、視聴できる状態におくことも含む
- ◆大阪市内で行われたものだけではなく、市外であっても市民等に対して行われた場合や市内で行われたものを拡散する場合は対象となる
  - 例 市外で大阪市民に対するヘイトスピーチが行われた場合や市内で行われたヘイトスピーチ をインターネットで公開する場合など

#### 2 啓発〈第3条〉

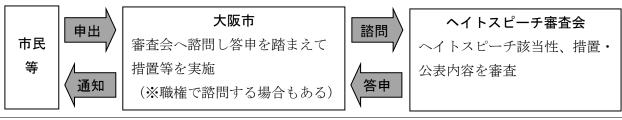
ヘイトスピーチによる人権侵害に関する市民の関心と理解を深めるための啓発を行う

#### 3 ヘイトスピーチの拡散防止措置及び認識等の公表〈第4条~第6条〉

申出等に基づき、ヘイトスピーチ審査会の意見を聴き、ヘイトスピーチに該当する場合、表現内容 の拡散防止措置をとるとともに、表現内容の概要、表現活動を行ったものの氏名又は名称等を公表

## 4 中立的機関(大阪市ヘイトスピーチ審査会)による審査〈第7条~第10条〉

学識経験者などで構成する審査会を設置し、中立・公平な立場からヘイトスピーチ該当性などを審査【委員は政治的中立性を要件とし、市長が市会の同意を得て委嘱】



#### 公布と施行

平成28年1月18日に公布、一部施行

拡散防止措置及び認識等の公表(第4条~第6条)に関する部分は、平成28年7月1日から施行

# ヘイトスピーチ解消法施行後の取組みについて

## 【法の周知】

- ① 福岡県のホームページ(HP)を活用した周知
  - ・福岡県HPのトップページに法務省の動画をリンク
  - 福岡県HPに「ヘイトスピーチ、許さない」のページを新たに公開
- ② 法務省作成のポスターを活用した周知
  - ・県庁等でのポスター掲示:県庁1階ロビー、本庁各課及び各出先機関 の執務室、総合庁舎ロビー等

(B3判:300枚)

・JR九州に対して法務省作成のポスターの掲出依頼を行い、博多駅構内において中央改札口と北改札口の2か所に各1枚掲示(6月末まで) ※いずれも、6月13日から15日にかけ対応済み

## 【公の施設の利用に係る対応】

- 〇県営都市公園 (9か所) において、法務省啓発ポスター、県作成の利用者 向け啓発チラシを掲示
- 〇県営都市公園利用者に対して啓発チラシを直接手交し、特にヘイトスピーチが懸念される場合には、利用者に法の遵守を呼びかける取組みを開始

# 【相談体制の強化】

- 〇県・市町村で人権相談業務に従事する職員や人権擁護委員等を対象として 実施している「人権相談従事職員研修」(※)において、ヘイトスピーチの 実態や法の趣旨、県の取組みについて解説
  - ※参加状況:福岡地区、北九州地区会場で延べ約100名参加

## 【ヘイトスピーチ対策に係る連絡会議の設置】

- ○ヘイトスピーチデモへの具体的な対応、ヘイトスピーチに関する情報交換 や効果的な啓発を検討することを目的として、福岡法務局、県、政令市(福 岡市、北九州市)、福岡県人権擁護委員連合会を構成メンバーとする連絡会 議を設置
  - 第1回準備会 平成28年8月17日(水)開催

大阪府では、人権啓発活動地方委託事業二次配分予算を活用し、人権週間中にJR 大阪駅のデジタルサイネージ(電子看板)を用いてヘイトスピーチに関する啓発を実 施予定。

1 大阪駅BIGデジタルサイネージ

大阪駅3階南北連絡橋改札内のデジタルサイネージ(約207インチ)において、 ヘイトスピーチ啓発動画(30秒/3分)を放映。

○ 放映期間:11月28日~12月11日

○ 放映時間:6時から24時

2 大阪駅ノースゲートビルディング (NGB) 1 階東西通路デジタルサイネージ 大阪駅NGB1階の30面のデジタルサイネージにおいて、ヘイトスピーチ啓発 ポスター (静止画15秒/3分) を放映。

○ 放映期間:12月5日~12月11日

○ 放映時間:6時~24時

※別紙参照

# 大阪駅BIGデジタルサイネージ



# 大阪駅NGB1階東西通路デジタルサイネージ



# 地方公共団体からの 意見・要望

法務省人権擁護局 御中

東京都総務局人権部 中央区企画部 新宿区総務部 神奈川県県民局くらし県民部 川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 福岡県福祉労働部人権・同和対策局 福岡市市民局人権部

#### ヘイトスピーチ対策法に関する要望

平素より、人権課題の解決に向けた取組について、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成28年6月3日「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ対策法)が施行されました。本法律において、国は地方公共団体が実施する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有するものとなっており、今後ガイドラインが作成されると伺っております。

ついては、ガイドラインの作成等に当たっての要望事項を下記の通り、取りまとめました ので、参考にしていただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

記

#### ○第二条(定義)関連

- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」について、法の条文による定義に加えて、ど のような差別的言動が該当するのか、例示等により具体的に示してほしい。
- ・例えば、スピーチがなく、プラカード、貼り紙等の文字でヘイトスピーチの内容を示す場合や、インターネット上に掲載された情報(文字、動画)、屋内で行われる集会など表現活動の態様ごとに、どのようなものが差別的言動に該当するのかなど、差別的言動に何が含まれるのか、基準や具体例を明らかにしてほしい。
- ・ヘイトスピーチかどうかの判断は、いつ誰がどのようにするのか、明らかにしてほしい。

#### ○第四条(国及び地方公共団体の責務)関連

- ・ヘイトスピーチは全国一律で対応すべき課題であり、国の責務において、まず、ヘイトスピーチ対策の全体フレームを示し、一義的に国が実効性のある施策を実施していただきたい。また、その内容やスケジュールを具体的に示してほしい。
- ・国と地方公共団体との役割分担については、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で、 具体的に示してほしい。
- ・ヘイトスピーチに対して地方自治体ができる取組を明らかにしてほしい。国・地方自治体及び地方自治体同士がバラバラでなく一体となって取り組める内容を盛り込んでほしい。

#### ○第五条(相談体制の整備)関連

- ・国と地方公共団体との役割分担について、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で、 具体的に示してほしい。ヘイトスピーチに関する相談は、相談件数が限られる一方、そ の解決には専門的な知識やノウハウが必要となることから、人権侵犯の有無にかかわら ず、人権擁護機関である国が主導的な役割を果たしてほしい。
- ・法務省人権擁護機関における、相談内容やその対応を含め、ヘイトスピーチに関する情報を継続的に地方へ提供してほしい。

#### ○第六条(教育の充実等)関連

- ・国が実施する教育活動とは、どのようなものか明らかにしてほしい。
- ・国と地方公共団体との役割分担について、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で、 具体的に示してほしい。

#### ○第七条(啓発活動等)関連

- ・国と地方公共団体との役割分担について、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で、 具体的に示してほしい。
- ・国が主体となって実施する啓発活動について、どのようなものか明らかにしてほしい。
- ・国が実施する啓発活動について事前に情報提供してほしい。

#### ○その他

- ・法にはヘイトスピーチを禁止する規定はないが、地方では公の施設に係る使用許可の判断について大変苦慮している。ヘイトスピーチデモや集会等に係る公園、集会施設などの使用許可等に関する法解釈や運用の基準を具体的に示してほしい。
- ・インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、 又は誘発する行為 (ヘイトスピーチデモ動画のアップなど) の解消に向けた取組に関す る施策を実施してほしい。
- ・ヘイトスピーチのデモ行進に対して、地方自治体(基礎自治体・広域自治体)がどのよ しつな対応ができるのか、明らかにしてほしい。
- ・国では訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)を実施しており、また 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催等により、今後も外国人観光客や留学生等の増加が見込まれるという状況を鑑み、ヘイトスピーチの解消は一時的に日本に滞在する外国人に対しても効果があることをガイドラインに盛り込んでほしい。

## 平成 28 年度人権教育・啓発中央省庁連絡協議会へイトスピーチ対策専門部会における意見・質問

京都府

No.	意見・質問の内容	理由•背景
1	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義について	ヘイトスピーチ解消法に基づく府の施策として、相談体制の整備
	① 国会の附帯決議を踏まえた対象者の範囲	や教育・啓発活動を実施する上で、同法の定義を正しく把握して
	同和地区出身者や障害のある人も含まれるのか?	おく必要があるため。
	② 「公然と」の解釈	
	屋内での集会は含まれるのか?参加人数や参加者の範囲(参	
	加者を特定する場合、出入り自由の場合)の考え方は?	
	③ 差別的言動に該当する表現活動の態様	
	プラカード、張り紙等文字の掲出、インターネット上の情報	
	(文字・動画) は含まれるのか?	
	④ 「不当」と判断する材料	
	何をもって「不当」と判断するのか(基準、具体例等)?	
2	相談体制の整備について	人権侵害に関する行政機関の相談については、国の人権擁護機関
	① 国における体制整備	が担っているところであり、ヘイトスピーチによる人権侵害につ
	人権擁護機関としてどのような体制を整備されるのか?	いて、国の体制がどのように整備・充実されるのか(ヘイトスピ
	また、関係省庁(中央・地方)との連携をどのように図るの	ーチ解消法施行前と何が変わるのか)伺いたい。
	か?	
	② 地方公共団体における体制整備	併せて、地方公共団体(都道府県・市町村)における相談体制の
	人権擁護機関として、地方における相談体制をどのように考	整備水準や国の相談窓口との連携確保について、具体的な考え方
	えているのか(地域差があるとして、各地方公共団体に最低	を伺いたい。
	限これだけはやってほしいというようなことなど)?	
	③ 相談体制における国と地方公共団体の連携確保 地方公共団体が受けた相談の国への引き継ぎなど、相談者本	
	位の立場から迅速・確実な解決に結び付く連携を、どのよう	
	世の立場がり迅速・唯天な解決に指し的へ建榜を、このよう に確保するのか?	
	に 帯 不 ら の く ン な :	

3	ヘイトスピーチ解消法を解釈指針とした行政判断について	
	地方公共団体が管理する施設(会館等の建物、公園、河川・道路	
	敷地等)におけるヘイトスピーチを伴うデモや集会等を抑制する	
	ため、関係法令の解釈や運用基準などを具体的に示してもらいた	
	UN.	

ヘイトスピーチ解消法案は禁止規定を持たない一方、同法に係る 国会の審議で提案者から「行政側が様々な判断をするときの一つ の指針になる」と説明されているが、各地方公共団体で判断にバ ラツキを生じることのないよう、同法を指針とした関係法令の解 釈や運用基準について、基本的な考え方を確認したい。

#### 4 その他

ヘイトスピーチに関するインターネット上の情報について、拡散 を防止するための効果的な対策を、法的措置も含めて早急に講じ てもらいたい。

インターネット上に掲載されたヘイトスピーチの動画等の情報は、差別意識を拡大・再生産し続ける状況がある一方、被害者を特定できず個人による削除要請や人権侵犯事件としての申立が困難なケースもあるため、ヘイトスピーチ解消法の定義に該当するか否かに関わらず、実効性のある拡散防止措置を早急に講じる必要があると考える。

#### 9/30 開催ヘイトスピーチ対策専門部会 質問事項【京都市】

①へイトスピーチ解消法が成立・施行されたことを受け、国に対して一般国民 やヘイトスピーチを繰り返す団体(以下、「ヘイト団体」という。)から意見や 要望は届いているか。届いている場合は、その内容と賛成/反対意見の割合に ついて御教示いただきたい。

#### <質問の理由・背景>

法律ができた後も,本市には特段,市民からの要望や意見が届いていないため, 法律について一般国民がどのような考えを持っているのか関心がある。

②ヘイトスピーチ解消法を受けて、国の方で今後実施や拡充する予定の取組があったら教えてほしい。

#### <質問の理由・背景>

今後、本市で取組を検討していくにあたっての参考にしたい。

③<u>ヘイト団体に対する道路や公の施設の利用制限について、国の方でガイドラインや方針を策定する予定はあるか。</u>

#### <質問の理由・背景>

本市では、法律ができる前から、ヘイト団体には道路や公共施設を使用させないようにしてほしい旨の市民の要望を受けてきた。

法律は、ヘイトスピーチを行うことを理由として道路や公共施設の使用を制限することを認めるものではないが、一方で、法律の施行後になされた横浜地裁川崎支部の仮処分決定は、法2条に該当する差別的言動は人格権に対する不法行為を構成するとして、一定の場合において、差別的言動の差止請求権の存在を認めている。

そこで,今後国の方で道路や公の施設の利用制限に関するガイドラインを策 定する予定あるいは策定を検討中であるならば,情報提供いただきたい。

神保総人第 311 号 平成 28 年 9 月 15 日

法務省人権擁護局 御中

神戸市保健福祉局総務部

#### ヘイトスピーチ対策専門部会に際して(要望)

この度は、平成28年度人権教育・啓発中央省庁連絡協議会へイトスピーチ対策専門部会への参加を認めていただき有難うございます。

つきましては、東京都他からの要望書に追記する形で下記のとおり要望をさせていただきますので、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

記

#### 第4条2項関係

「地方公共団体は…不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し…施策を講ずるよう努めるものとする」

とありますが、例えば全国どこでも誰でもアップロード、視聴できるインターネット上の不当な差別的表現に対して、各個人や各地方自治体がプロバイダを探し出し、個々の削除要請を行うことは困難です。国において不当な差別的表現をピックアップし削除要請していただく仕組みの構築をお願いいたします。

#### 第5条2項関係

「地方公共団体は…相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする」

とありますが、現状各地方自治体において、具体的なヘイトスピーチに関する個人からの 相談に的確に応じ、紛争の防止、解決を図る体制を整備することは困難です。国において 統一的な制度設計をお願いいたします。

#### 第7条関係

啓発活動について、個々の自治体が地域の実情に応じて行う啓発とは別に、国において全 国規模のテレビや新聞を利用しての効果的な啓発をお願いいたします。

# 情報交換・質疑応答

# 【国と地方自治体との役割分担、連携について】

#### ① 意見

今後も、国と地方公共団体との意見交換の場を継続して設けていただきたい。

#### 〔理由〕

ヘイトスピーチ対策法にも国と地方公共団体の役割分担が明記されて おり、対策を進めるにあたっては、情報共有とともに、お互いに意見を 交換しながら効果的な啓発活動等に取り組んでいく必要があると考えら れるため。

#### ② 意見

地域の実情を踏まえたヘイトスピーチ対策を進めるにあたって、地方 法務局が地方公共団体と積極的に連携されるよう配慮をお願いしたい。

#### [理由]

本県では、関係機関による連絡会議を設置し、より効果的なヘイトスピーチ対策を進めたいと考えているため。